

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	都市再生特別地区内に定められた容積率、建ぺい率、建築面積並びに建築物の高さ等の許可	
根拠法令・条項	建築基準法第60条の2第1項第3号	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	本市には、都市計画において都市再生特別地区を定めた区域はなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。